

神戸女学院大学 研究活動に関する行動規範

2015年4月17日

教授会制定

神戸女学院大学は、研究活動の信頼性、公平性、透明性を確保しつつ、自由の精神に基づく学術研究を遂行することによって、人類の繁栄と社会の発展に寄与することを実現するために、本学で研究活動に携わるすべての者（以下「研究者」という。）に係る学術的倫理の基本として、「研究活動に関する行動規範」を制定する。

尚、本行動規範は、日本学術会議が提案する「科学者の行動規範」（平成25年1月）に準拠している。

第1章 研究者の責務

（研究者の責任）

第1条 研究者は、自らの研究成果の質を担保することと同時に、自らの知識、技術、経験を活かして、人類の福祉、社会の安寧、地球環境の保全に貢献することに責任を負う。

（研究者の心構え）

第2条 研究者は、誠実に自らの学問的水準の向上に努め、研究により得られる学術的知見の正確性や正当性を実証するために最善の努力を払う。

（社会における研究者）

第3条 研究者は、自らの研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、それに相応しく行動する。

（社会の期待に応える研究）

第4条 研究者は、研究環境の整備や研究資金の使用にあたり、社会の期待が存在することを自覚し、社会が要請する問題の解明や課題の達成に向けて尽力する。

（説明と公開）

第5条 研究者は、自らの研究の意義を公開して、それが人間、社会、環境に及ぼしうる影響や変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって社会に公表する。

(研究利用の両義性)

第6条 研究者は、自らの研究成果が、本来の意図に反して、非人道的・反社会的に利用される可能性もあることを認識し、社会に許容される手段と方法により研究を実施し、成果を公表する。

第2章 研究の公平性

(研究活動)

第7条 研究者は、研究の立案・計画・申請・実施・報告の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。また、研究者は、研究成果を論文等で公表して、各自の業績について認知を得ると共に責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底すると同時に、捏造、改竄、盗用等の不正行為に関わらない。

(研究環境の整備・教育の徹底)

第8条 研究者は、研究における不正行為を防止するため、環境を整備することも自らの責務であることを自覚し、研究環境の質的向上、および不正行為抑止の教育啓発に取り組む。また、若手研究者については、自立した研究活動を遂行できるよう、支援態勢を整える。

(研究対象への配慮)

第9条 研究者は、研究への協力者的人格・人権を尊重し、福利に配慮すると共に、動物を取り扱う際にも真摯な態度を守る。

(他者との関係)

第10条 研究者は、他者の研究成果を適切に評価し、他者の名誉や知的財産権を尊重すると共に、研究者相互の啓発活動に進んで参加する。

第3章 社会における研究

(社会との関係)

第11条 研究者は、地域と連携すると同時に、市民との交流を促進して、社会との関係を強化するよう努める。

(学術的助言)

第 12 条 研究者は、社会における諸問題の解決と福祉を実現するために、政策立案者・決定者に対して、政策形成に関する助言の提供に努める。また、研究者は、公共の福祉に資する研究活動の成果を踏まえて、客観的で学術的な根拠に基づき、関係者に助言を行う。

第 4 章 法令の遵守等

(法令の遵守)

第 13 条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

第 14 条 研究者は、研究者としての公平性に立脚し、研究・教育・学会活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想、信条、宗教等によって個人を差別せず、他者の自由と人格を尊重する。

(共同研究)

第 15 条 研究者は、共同研究に参加するにあたり、個々の役割分担・責任を明確化する。また、複数の研究者による研究活動においては、代表研究責任者が、研究成果を確認する責任を負う。

(利益相反)

第 16 条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、学術的助言等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に注意し、公共性に配慮しつつ行動する。

第 5 章 雜則

(規範の改廃)

第 17 条 この規範の改廃は、学務委員会の議を経て教授会が行う。

附 則

この規範は、2015 年 4 月 17 日から施行し、2015 年 4 月 1 日から適用する。